

区役所等窓口サービス封筒無償提供者募集要領

1 募集の趣旨

区役所の事務経費の節減を図るため、区役所等において、市民の方が住民票の写しや印鑑登録証明書等各種証明書を持ち帰るための封筒（以下「窓口サービス封筒」という。）を無償提供していただける民間事業者の方を、1 者募集します。

なお、無償提供いただく封筒に、無償提供者が任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

2 仕様

（1）無償提供いただくもの

窓口サービス封筒

※ なお、この封筒は、必要に応じて来庁者の方が自由に利用するものであり、市が利用を促進するものではありません。

（2）規格

ア 角形 2 号程度の封筒（A 4 サイズの書類を折らずに収納可能な大きさ）

イ 角形 6 号程度の封筒（A 5 サイズの書類を折らずに収納可能な大きさ）

（3）用紙

古紙パルプを含む再生紙、紙厚 4 5 k g から 1 1 0 k g までのもの

※ 封筒に、リサイクル用紙を使用している旨の記載をお願いします。なお、具体的な古紙パルプ配合率を封筒に記載する場合は、古紙パルプ配合率の証明を、印刷前に住民課に提出していただきます。

※ 印刷用紙（再生上質紙）の入手が困難な場合にあっては、別添の「印刷用紙（再生上質紙）の不足に伴う名古屋市グリーン購入ガイドラインの運用における配慮について（通知）」平成 31 年 3 月 8 日付 3 0 環低第 3 0 号通知に沿った扱いとします。

（4）受入予定数量

別紙「窓口封筒想定枚数」のとおり。

上記数量は予定のため、調整をさせていただくことがあります。

（5）印刷内容

ア 区役所等事業所名、所在地、電話番号、証明書に関する情報等、名古屋市の指定する内容を封筒両面の上部に掲載することとし、その印字面積は両面とも封筒印字可能面積の 6 5 % 以上とします。なお、この印刷内容については、当該封筒の設置場所ごとに異なる場合もあるものとし、無償提供者は最大 2 2 種類の印刷内容に対応を要します。

イ アに定める名古屋市指定の内容を印刷後に生じる余白部については、無償提供者の記載部分とし、本要領「3 広告掲出について」に反しない限り、無償提供者が任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

ウ 色、記載内容等については、事前に名古屋市と無償提供者で協議し、名古屋市の

承諾を受けた後に作成してください。

(6) 設置場所及び納品場所

16区役所市民課、6支所区民生活課（計22か所）。

(7) 設置期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間

(8) 初回納入期限

令和9年3月23日（火）

※ ただし、令和9年4月1日以降封筒使用期間中、各区役所等窓口において、封筒の使用が途切れることがない範囲において、封筒の分納が可能である場合、その旨ご提案ください。

(9) 封筒の仕様変更

その他無償提供者の都合により、封筒の仕様を封筒使用期間中に変更する場合は、あらかじめ変更事項について名古屋市に通知し、承諾を受けた上で変更してください。

(10) その他

窓口サービス封筒を設置するための設置台も併せて無償提供が可能な場合、その旨ご提案ください。

3 広告掲出について

(1) 無償提供者が、2（5）イに定める記載部分に広告等を募集し掲載する場合、地域企業等の育成・発展等に寄与するために、名古屋市に所在する企業・店舗等を、広告数全体の50%以上掲載してください。

(2) 原則として、年度途中での広告枠の追加は認めません。

(3) 広告を掲載する場合、「スポーツ市民局広告掲載要綱」を遵守し、その上で、掲載される広告の商品・事業者等を名古屋市が推奨しているような誤解を封筒使用者に与えることがないように、広告の募集及び選定の責任は無償提供者にあり、掲載された広告の内容に関する問合せの一切は事業者に対して行われるべきである旨を封筒に記載してください。

(4) 掲載する広告の決定にあたっては、事前にスポーツ市民局広告審査会に付議し、その承認を得ることを要します。審査にあたって、名古屋市が保有する情報並びに名古屋市に寄せられた意見及び苦情等を参考にすることがあります。

※ スポーツ市民局広告審査会に付議する広告については、令和8年12月18日（金）までにスポーツ市民局地域振興部住民課へ提出してください。

4 募集期間、応募方法

無償提供をお申出いただける場合、本要領及び「スポーツ市民局広告掲載要綱」を確認の上、以下に従ってご応募ください。

(1) 募集期間

令和8年8月4日（火）～8月25日（火） 午後5時15分 必着

(2) 応募資格

以下の全てに該当する者についてのみ、法人・個人の別を問わず、当該募集への応

募を認めます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

（3）応募方法

募集期間内に、（4）に定める提出書類を持参、郵送、宅配便いずれかの方法でスポーツ局地域振興部住民課に提出してください。

（4）提出書類

応募者は、次の書類を各1部ずつ提出してください。ただし、オについては、省略できるものとします。

ア 申込書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 会社概要（パンフレットなど）

※ ただし応募者が個人の場合、身分証明書（免許証など）の写しをもって代えるものとします。

エ 封筒見本（見本の提出ができない場合は、作成を予定する封筒の規格等概要がわかるもの）

オ 類似業務の実績を示す資料

（5）その他応募における注意事項等

ア 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ただし、提出された書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しません（なお名古屋市情報公開条例に基づく公開は除きます。）。

ウ 期限後の提出、期限後の差替え等は認めません。

エ 4（2）に定める応募資格を有しない者のした応募、申出書等に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

オ 応募後に4（2）に定める応募資格を喪失した場合は、当該応募を無効とします。

カ 本要領に基づく募集への応募者の採用の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

キ 審査の経緯の公表は行いません。

5 無償提供者の選定

無償提供者の選定については、業務遂行にあたっての計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、応募者の中から1者を選定します。なお、追加で広告掲載料の支払いが可能な場合は、審査において加点対象とします。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも本要領に定める無償提供者としての適格性を満たしていないと判断された場合、無償提供者を選定しないことがあります。

6 協定書の締結

名古屋市が無償提供者から窓口サービス封筒の無償提供を受けるときは、窓口サービス封筒の無償提供に関して、名古屋市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

7 広告掲載料の支払い

広告掲載料の支払いを提案された場合、名古屋市の指定する期日までに、名古屋市の作成する納入通知書により広告掲載料を一括納付していただきます。

8 その他注意事項

- (1) 無償提供者は、封筒の使用に際し第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。
- (2) 名古屋市は、封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な理由が生じた場合には、使用を中止することができるものとします。その場合、無償提供者は、当該封筒を回収するとともに、代替の封筒を名古屋市に提供していただくことになります。
- (3) 本要領中定めのない事項については、名古屋市と無償提供者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、名古屋市の指示に従うこととします。

9 問い合わせ先及び提出書類送付先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課 担当：細川
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-3114
FAX 052-953-4396